

発行番号： 22号

発行日： 2007年4月

内容： ベトナムにおける商標登録の実務

筆者： IGL (VIETNAM) CO., LTD. グェン・ディン・フク

昨今、ベトナムのWTO正式加盟を踏まえて、ベトナム国内における知的財産保護の実効性を高める機運が一層高まっている。弊社ベトナム現地法人であるIGL (VIETNAM) においても、商標登録に関する照会や登録代行の依頼が増えてきていることが、これらのトレンドを受けていることのあらわれとも言える。商標登録自体おおよそ1年かかるため、現状2005 年実績の情報のみの入手となっているが、下記の図表で示されているように、2001 年から2005 年の間は、外国企業からの商標の登録は毎年順調に20%増えている。このうち日系企業の申請が外国企業の申請件数の10%前後しか占めておらず、しかも近年の申請件数は伸び悩んでいる。これは商標登録に対して、日系企業がそれほど関心を示していないか、あるいはベトナムにおける商標登録に関して重要性を感じていないことが考えられる。本稿では、ベトナムにおける知的財産保護の実務の一部として、ベトナムにおける商標登録の実務の概要を説明する。本レポートが、日系企業のベトナムにおける知的財産保護の一助になれば幸いである。



■知的財産保護に関する法令

ベトナムにおける国内法としての知的財産保護の法令および国際法は次頁の通りである。

【ベトナムにおける国内法としての知的財産保護の法令および国際法】

01	国会による知的財産権法Law 50/2005/QH11号
02	国会による技術移転法80/2006/QH11号
03	国境における知的財産権駆使についての関税総局オフィシャルレターOfficial Letter 5537/TCHQ-GSQL号
04	政府による政令Decree 100/2006/ND-CP号において、民事法と知的財産権法における著作権や知的財産権関連条項に対する詳細な規定および実施ガイドライン
05	政府による政令Decree 103/2006/ND-CP号において、知的財産権法における工業所有権に対する詳細な規定および実施ガイドライン
06	政府による政令Decree 105/2006/ND-CP号において、知的財産権法における知的財産権保護およびその国家管理に対する詳細な規定および実施ガイドライン
07	政府による政令Decree 106/2006/ND-CP号において知的財産権を犯した場合の行政処罰についての規定
08	2006年9月22日発布した政令Decree 103/2006/ND-CP号の実施細則である科学技術省通達Circular 01/2007/TT-BKHHCN号において、知的財産権法における工業所有権を規定した
09	工業所有権保護対象である企業秘密、地名表示、商号、そして、工業所有権における競争排除権利を規定する政令Decree 54/2000/ND-CP号

■ 商標とは

ベトナムは国際条約に加盟しており、商標の定義は日本での定義と概ね同じ内容となっている。商標は企業間での商品・サービスを識別するために使用される文字、句、記号、図案(3次元のものを含む)、またこれらの組み合わせで単一色あるいは多色によって構成されるものとされているⁱⁱ。登録する記号は明瞭で虚偽を表示するものでなく、公序または道徳に反しないものであること、先に登録された他者の商品・サービスの商標と同一もしくは混乱させるほど類似していないことが要件となる。識別機能を持たない記号(簡単な幾何学図案、数値、文字、一般的でない外国語の文字や文字群など)、商品・サービスの一般的な図示、商品・サービスに対し誤解や混乱を生じさせるもの(時間、場所、製造法、種類、数量、品質、特質、原産地情報など)、また、検品印、検査印、補修印と同一および類似している商標は登録できないⁱⁱⁱ。

■ 商標登録の意義

商標登録することに関する積極的な意義、すなわち商標登録することによって得られるメリットとしては、企業が国際的に商品・サービスのブランディングを行うことにある。商品・サービスの商標を登録し、ベトナムを含め、海外においても自社ブランドを確立し、その現地の内需ビジネスを積極的に展開することにある。

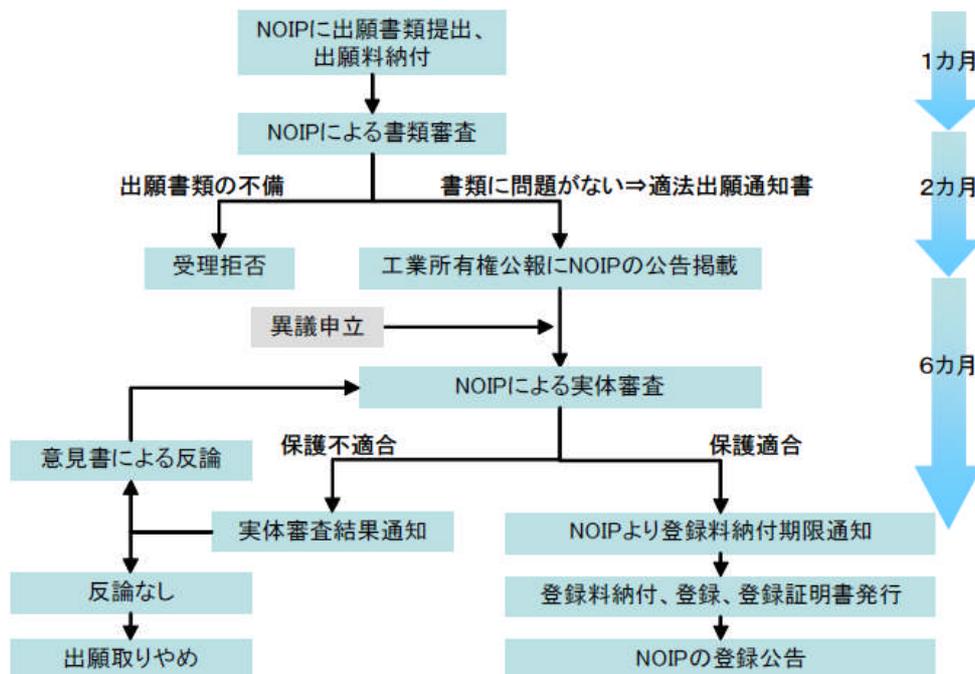
他方、消極的な意義、すなわち商標登録をしないことによって被る損失に関しては、商標が不正利用され、ブランド価値に傷がつくだけでなく、ブランド 知的財産権法第73 条、74 条が悪用され、低品質の物が多く消費されることによる消費者に与える人的被害とそれによる企業の社会的なイメージ低下リスクなどと考えられる。いずれにしても、グローバルビジネスを展開する企業にとって、海外での商標登録は非常に意義のあることであり、現時点でのビジネス展開がなくても、予め商標登録を行うことをお勧めしたい。

■ 商標登録の手続き

ベトナムにおいては、商標は登録のみによって取得でき、先に登録されたものが優先される^{iv}。ベトナムで商標登録を行うにはベトナム知的財産局 (National Office of Intellectual Property of Vietnam、以下、NOIP) に対し、所定のフォームにて出願する必要がある。商品・サービスはニース条約の下での国際分類をもとに、一つ以上のクラスを指定して出願、登録することができる。商標権は商標登録証明書発行後5年間で、さらにそれぞれ5年間の更新を2回連続行うことができる^v。

ベトナムに居住していない、あるいは恒久的な施設をもたない外国法人および外国人はNOIP を通じて、産業財産権保護を申請することになる。なお、NOIP は産業財産権出願において、外国の産業財産権所有者を代理する資格をもっている^{vi}。出願手続きは、まず出願書類を提出するとともに、出願料を納付することから始まる。出願の1カ月後には書類の書類審査を受けることになる。書類審査において適法であると判断された出願については出願人に「適法出願通知書」が通知され、2カ月以内に工業所有権公報に公告される。適法でない出願については、「不備通知書」にて不備な点が詳細に通知される。これに対し出願人には2カ月以内に不備を是正する機会が与えられるが、回答しないもしくは回答が十分でない場合には、NOIP から正式に「受理拒否通知」が通知され、出願人の要求に応じて、出願料のうち書類審査以降にかかる費用が返還されることになる。NOIP は「適法出願通知書」を通知した後6カ月以内に実体審査を行う。審査において登録要件を具備する商標であると判断された場合、NOIP より登録料納付期限が通知される。この納付によって商標登録がなされ、登録証明が発行された2カ月後に工業所有権公報にて、登録が公告される。実体審査において、登録要件を具備しないと判断された商標はNOIP より登録拒否見込みの内容を詳しく記載した「実体審査結果」が通知される。通知された時点から2カ月以内に出願人が意見書において反論しなければ、NOIP に正式の出願を取りやめたことになる。

【商標登録手続きフロー】



なお、2007 年4月9日現在の出願料は以下の通りである。

適用	金額
出願料 (6品目以内の1クラス付)	15 万ドン (約1120 円)
広報投稿料(出願ごと)	10 万ドン (約750 円)
実体審査料 (6品目以内の1クラス付)	25 万ドン (約1870 円)
実体審査のための調査費用 (6品目以内の1クラス付)	5万ドン (約375 円)

■実務上の留意点

商標登録業務に関して、外国企業が自身で登録できるかという問い合わせを多く受けているが、日本の商標登録と同じく、答えは可である。しかし、すべての申請書などはベトナム語で作成しなければならず、かつ登録するために商品・サービスを分類、指定しなければならない。これらに間違いがあると、当然ながら保護を要求できず、年月をかけて登録したものの自体が無意味になる可能性がある。したがって、広範にわたり商標権を主張した方がよい場合には、どのような商品・サービスクラスを登録すればよいかについて現地の事情に詳しい専門家に相談する方がよい事例が多い

と考える。また、上述の申請フローにおいて、実体審査を受けて、拒絶理由を通知される比率は2001年～2005年において平均40%というデータがある。言葉の壁という問題もさることながら、法律が頻繁に改正されているベトナムにおいて、専門外の人がこれらを準備、運用するのは負担が重く、実務的に自社の力のみで実施することはあまり現実的ではないと考える。

最後に商標登録は登録自体が目的ではなく、必要ときに商標権を行使することができるようにすることが目的である。差止請求、損害賠償など、商標権の利用に関しては法的な問題となる可能性があり、時には警告書の送付、取消請求、異議申し立てなどの争いごとに巻き込まれることもある。ベトナムでの知的財産の問題が発生する可能性があるのであれば、事前の予防措置として、登録時から専門家や法律事務所等を通して、必要最低限の措置を講じることが望ましいと考える。

ⁱ ここでの「外国企業」は商標所有者が外国企業であることを意味している。

ⁱⁱ 知的財産権法第 72 条

ⁱⁱⁱ 知的財産権法第 73 条、74 条

^{iv} 知的財産権法第 90 条

^v 知的財産権法第 93 条

^{vi} 知的財産権法第 89 条